

## 件 名

---

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う教育委員会規則の改正について

## 提出理由

---

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則等について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

## 概 要

---

### 1 専決処理した理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が県議会令和8年2月定例会において成立し、規則の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

### 2 専決処理の状況

(県立学校人事課)

- (1) 専決処理した規則
  - ア 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
  - イ 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則
- (2) 専決処理日  
令和8年3月27日
- (3) 規則の公布日  
令和8年3月31日

### 3 規則の内容

- (1) 規則の概要
  - ア 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則  
学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるもの
  - イ 埼玉県立学校職員服務規程  
学校職員の服務に関する事項を定めるもの
- (2) 改正の概要
  - ア 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
    - (ア) 条例において新設される子育て部分休暇の承認、取得単位及び他の休

暇との調整規定を新たに設けるもの

(イ) 非常勤の学校職員の無給の休暇として、子育て部分休暇を新たに設けるもの

(ウ) 非常勤の学校職員の育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇及びドナー休暇を無給の休暇から有給の休暇とするもの

イ 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

(ア) 職員が子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（別表第3の7）により、校長は教育長に、その他の職員は校長に、それぞれ請求しなければならないこととするもの

(イ) 子育て部分休暇の承認を受けている職員が、以下に該当する場合、遅滞なく、子育て部分休暇変更届（別表第3の8）を、校長は教育長に、その他の職員は校長に、それぞれ届け出なければならないこととするもの

a 産前の休暇を始めた場合

b 出産した場合

c 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

d 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合

e 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

(3) 施行期日

令和8年4月1日

## 根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

# 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の概要

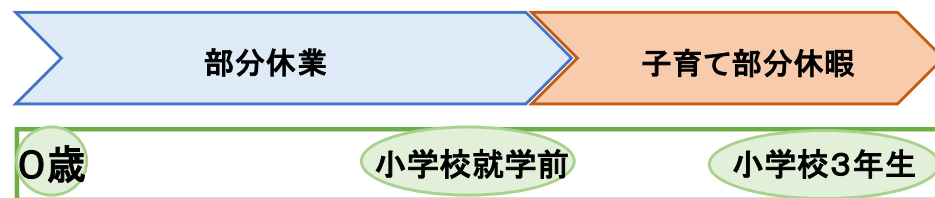
## 1 趣 旨

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び非常勤の学校職員の休暇制度を国に準じて改正するため、必要となる規則の改正を行うもの

## 2 内 容

### (1)子育て部分休暇に係る規定(条例改正に伴う改正)

子育て部分休暇とは、小学校就学の始期から小学校第3学年修了までの子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な無給の休暇



### 【取得例】



- ・ 子育て部分休暇の取得単位を30分単位とする。
- ・ 子育て部分休暇を取得する日に、「部分休業」、「介護時間」又は「育児休暇」を取得する場合は、それぞれの休暇と合計して2時間を超えない範囲までとする。
- ・ 非常勤の学校職員の無給休暇に、子育て部分休暇を新設する。

### (2)非常勤の学校職員の休暇制度の見直し(国に準じた改正)

- ・ 非常勤の学校職員の以下の無給休暇を有給化する（※ 取得要件、日数等は変更なし）
  - ① ドナー休暇
  - ② 育児時間
  - ③ 子の看護等休暇
  - ④ 短期介護休暇

## 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

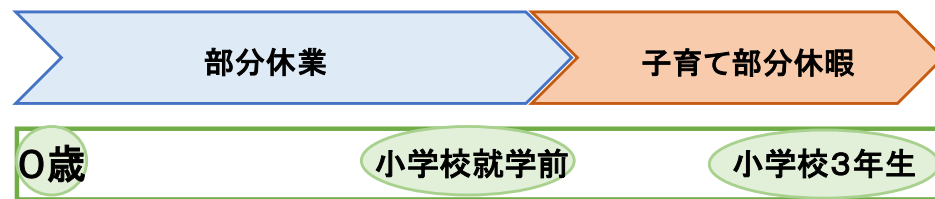
# 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則の概要

## 1 趣 旨

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、必要となる様式の整備を行うもの

## 2 内 容

子育て部分休暇とは、小学校就学の始期から小学校第3学年修了までの子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な無給の休暇



### 新設

### 内容

### 様式

第10条第10項	子育て部分休暇の請求手続及びその手続に係る様式について規定を整備	子育て部分休暇承認請求書 別表第3の7
第10条第11項	子育て部分休暇の変更手続及びその手続に係る様式について規定を整備	子育て部分休暇変更届 別表第3の8

・その他規定の整備

## 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

新	旧
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p>
<p>第一条～第十一条 (略)</p>	<p>第一条～第十一条 (略)</p>
<p>(特別休暇)</p>	<p>(特別休暇)</p>
<p>第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>
<p>一～二十五 (略)</p>	<p>一～二十五 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第十三条～第十六条 (略)</p>	<p>第十三条～第十六条 (略)</p>
<p>(子育て部分休暇の承認)</p>	
<p>第十六条の二 教育委員会は、子育て部分休暇の請求について、条例第十六</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち校務の運営に支障がある時間については、この限りでない。</u></p>	
<p><u>2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。</u></p>	
<p><u>3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業、介護時間又は特別休暇（第十二条第一項第五号の場合のものに限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇については、一日につき二時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u></p>	
<p>第十七条 (略)</p>	<p>第十七条 (略)</p>

(介護時間の承認)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(休暇の承認の決定等)

第十八条 病気休暇、特別休暇、組合休暇、子育て部分休暇、介護休暇及び介護時間の請求があった場合においては、教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った学校職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 教育委員会は、病気休暇、特別休暇、組合休暇、子育て部分休暇、介護休暇及び介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第十九条～第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一～十四 (略)

十五 第十二条第一項第二十一号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

十六 生後満一年に達しない子を育てる非常勤の学校職員が、労働基準法第六十七条第一項に規定する育児時間を請求する場合の休暇 一日につき二回とし、それぞれ三十分

(介護時間の承認)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(休暇の承認の決定等)

第十八条 病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間の請求があった場合においては、教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った学校職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 教育委員会は、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第十九条～第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～十四 (略)

(新設)

(新設)

十七 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話をを行う必要がある場合

十八 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母及び第十四条第一項各号に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号並びに次項第五号及び第六号において同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

（新設）

（新設）

3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一～三 （略）

四 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一日につき二時間（当該非常勤の学校職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあっては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

（削る）

3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～三 （略）

四 労働基準法第六十七条に規定する生後満一年に達しない子を育てる場合の育児時間 一日二回各々三十分

五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者

(削る)

五 (略)

六 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤の学校職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

七 (略)

(削る)

の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する非常勤の学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話をを行う必要がある場合

六 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母及び第十四条第一項各号に掲げる者であつて負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

七 (略)

八 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤の学校職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

九 (略)

十 第十二条第一項第二十一号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4・5 (略)

4・5 (略)

6 第二項第十二号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号並びに第三項第四号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものに限り、取得することができる。

7～9 (略)

10 第三項第五号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日(以下この項において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる(九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)

11 第三項第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。

12 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

6 第二項第十二号、第十三号及び第十四号並びに第三項第五号及び第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものに限り、取得することができる。

7～9 (略)

10 第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日(以下この項において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる(九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)

11 第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。

12 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「各号に定める期間」を「各号に定めるとおり」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇の承認）

第十六条の二 教育委員会は、子育て部分休暇の請求について、条例第十六条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち校務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業、介護時間又は特別休暇（第十二条第一項第五号の場合のものに限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇については、一日につき二時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第十七条の二第三項中「請求する部分休業」の下に「又は子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第十八条第一項及び第二項中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第二十二条第二項中「各号に定める期間」を「各号に定めるとおり」に改め、同項に次の四号を加える。

十五 第十二条第一項第二十一号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

十六 生後満一年に達しない子を育てる非常勤の学校職員が、労働基準法第六十条第一項に規定する育児時間を請求する場合の休暇 一日につき二回とし、それぞれ三十分

十七 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

る子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること

により臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を  
行う必要がある場合

十八 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある  
者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十四  
条第一項各号に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期  
間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号並びに次項  
第五号及び第六号において同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であ  
ると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の  
場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第二十二条第三項中「各号に定める期間」を「各号に定めるとおり」に改め、同  
項第四号を次のように改める。

四 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に  
ある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当で  
あると認められる場合の休暇 一日につき二時間（当該非常勤の学校職員につ  
いて一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間  
を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と  
認められる時間

第二十二条第三項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号  
中「認められる期間」を「認められる時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項  
中第九号を第七号とし、第十号を削り、同条第六項中「及び第十四号」を「第十  
四号、第十七号及び第十八号」に、「第三項第五号及び第六号」を「第三項第四号」  
に改め、同条第十項中「第三項第七号」を「第三項第五号」に改め、同条第十一項  
中「第三項第八号」を「第三項第六号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

新	旧
埼玉県立学校職員服務規程	埼玉県立学校職員服務規程
<p>第一条～第九条 (略)</p>	<p>第一条～第九条 (略)</p>
<p>(休暇)</p>	<p>(休暇)</p>
<p>第十条 (略)</p>	<p>第十条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 職員が、勤務時間条例及び勤務時間規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿(別表第三の三)をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p>	<p>4 職員が、勤務時間条例及び勤務時間規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿(別表第三の五)をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>7 職員が、勤務時間規則第十二条第一項第八号に規定する休暇を受けようとするときは、第二項による申請の際、要介護者の状態等申出書(別表第三の四)を添えなければならない。</p>	<p>7 職員が、勤務時間規則第十二条第一項第八号に規定する休暇を受けようとするときは、第二項による申請の際、要介護者の状態等申出書(別表第三の三)を添えなければならない。</p>
<p>8 職員が、勤務時間規則第十二条第一項第二十五号に規定する休暇を受けようとするときは、第二項による申請の際、ボランティア活動計画書(別表第三の五)を添えなければならない。</p>	<p>8 職員が、勤務時間規則第十二条第一項第二十五号に規定する休暇を受けようとするときは、第二項による申請の際、ボランティア活動計画書(別表第三の四)を添えなければならない。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 職員が、勤務時間条例第十六条の二に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書(別表第三の七)をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ請求しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>11 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、子育て部分休暇変更届(別表第三の八)をもつて、遅滞なく、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>

- 一 産前の休暇を始めた場合
- 二 出産した場合
- 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなつた場合
- 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合

12 職員が、勤務時間条例第十七条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿（別表第三の九）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

13 職員が、勤務時間条例第十七条の二に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（別表第三の十）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

第十一条～第十七条 （略）

（育児休業等変更届）

第十七条の二 （略）

- 一 産前の休暇を始めた場合
- 二～五 （略）

第十七条の三～第二十七条 （略）

別表第1～別表第3の2 （略）

10 職員が、勤務時間条例第十七条に規定する介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿（別表第三の七）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

11 職員が、勤務時間条例第十七条の二に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（別表第三の八）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

第十一条～第十七条 （略）

（育児休業等変更届）

第十七条の二 （略）

- 一 産前の休業を始めた場合
- 二～五 （略）

第十七条の三～第二十七条 （略）

別表第1～別表第3の2 （略）

別表第3の3 (第10条関係)

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名				承認	期 間	期間の連続性の有無等	理 由	証明書類の有無	備考						
承認月日	申請月日	決裁権者			月							日	時	分	から	日	時
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分	から	日	時	分	まで	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

別表第3の3 (第10条関係)

要介護者の状態等申出書

年 月 日

校長 様

学校名 氏 職名 名

1 要介護者に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 職員との続柄
- (3) 職員との同居又は別居の別  
同居 別居
- (4) 介護が必要となった時期  
年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注1 「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

注2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。



別表第3の5 (第10条関係)

ボランティア活動計画書

学校名 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

1 活動期間  
年 月 日 ~ 年 月 日

2 活動の種類  
被災者への支援活動    社会福祉施設等における活動    その他

3 活動場所  
 施設名等 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名  
有                      無  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

6 備考

注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となつて活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。

3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

別表第3の5 (第10条関係)

年 分 病 気 休 眠 簿

職名		氏名			承認				期 間	期間の連続性の有無等	理 由	証明書類の有無	備考
承認月日	申請月日	決裁権者			月	日	時	分から分まで					
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・	・				月	日	時	分から分まで	日	時	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

別表第3の6 (略)

別表第3の7 (第10条関係)

表

子育て部分休職承認請求書			
			年 月 日
(校長は教育長宛) 所属職員は校長宛		様	
		学 校 名 職 名 氏 名	
次のとおり子育て部分休職の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。  
 2 子育て部分休職の承認の取消しを請求する場合は、その旨を裏面に記入すること。  
 3 該当する口には~~1~~印を記入すること。

別表第3の6 (略)

(新設)

## 裏

承 認				子育て部分休職の承認の 取消しを請求する時間			時間数	備 考
決裁 権者			月日	午 前	午 後			
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認書の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第3の8 (第10条関係)

子育て部分休暇変更届

年 月 日

(校長は教育長宛  
所属機関は校長宛) 様

学 校 名  
業 名  
氏 名

子育て部分休暇に関し、下記のとおり事由が生じたので届け出ます。

記

事

産前の休暇を始めた。

出産した。

子育て部分休暇に係る子が死亡した。

子育て部分休暇に係る子と離縁(養子縁組の取消しを含む。)した。

子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。

由 同居しなくなった。 負傷・疾病

その他 ( )

その他 ( )

事由が生じた日	年 月 日
---------	-------

(注) 該当する□には /印を記入すること。

(新設)

別表第3の9 (略)

別表第3の10 (略)

別表第4～別表第6の4 (略)

別表第6の5 (第17条の2関係)

育児休業等変更届	
請求年月日 年 月 日	
埼玉県教育委員会 様	
校 名	.....
職 名	.....
氏 名	.....
育児休業 育児短時間勤務 に関し、下記のとおり事由が生じたので届け出ます。 部分休業	
記	
事 由	<input type="checkbox"/> 産前の休暇を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁（養子縁組の取消しを含む）した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他（                    ） <input type="checkbox"/> その他（                    ）
事由の生じた日	年 月 日
<small>(注) 該当する□には✓印を記入すること。</small>	

別表第3の7 (略)

別表第3の8 (略)

別表第4～別表第6の4 (略)

別表第6の5 (第17条の2関係)

育児休業等変更届	
請求年月日 年 月 日	
埼玉県教育委員会 様	
校 名	.....
職 名	.....
氏 名	.....
育児休業 育児短時間勤務 に関し、下記のとおり事由が生じたので届け出ます。 部分休業	
記	
事 由	<input type="checkbox"/> 産前の休業を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁（養子縁組の取消しを含む）した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他（                    ） <input type="checkbox"/> その他（                    ）
事由の生じた日	年 月 日
<small>(注) 該当する□には✓印を記入すること。</small>	



埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「別表第三の五」を「別表第三の三」に改め、同条第七項中「別表第三の三」を「別表第三の四」に改め、同条第八項中「別表第三の四」を「別表第三の五」に改め、同条第十一項中「別表第三の八」を「別表第三の十」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「別表第三の七」を「別表第三の九」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 職員が、勤務時間条例第十六条の二に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（別表第三の七）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ請求しなければならぬ。

11 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、子育て部分休暇変更届（別表第三の八）をもつて、遅滞なく、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ届け出なければならぬ。

- 一 産前の休暇を始めた場合
- 二 出産した場合
- 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなつた場合
- 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合

第十七条の二第一号中「休業」を「休暇」に改める。

別表第三の三から別表第三の五までを次のように改める。

別表第3の3（第10条関係）

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名												
承認 月日	申請 月日	承認				期 間					期間の連続性の有 無等	理 由	証明書 類の有 無	備考
		決裁 権者												
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

別表第3の4（第10条関係）

要介護者の状態等申出書		年	月	日
校長 様				
	学校名	職名		
	氏	名		
1 要介護者に関する事項				
(1) 氏名				
(2) 職員との続柄				
(3) 職員との同居又は別居の別				
<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
(4) 介護が必要となった時期				
年 月 日				
2 要介護者の状態				
3 備考				
注1 「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。				
注2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。				

別表第3の5（第10条関係）

ボランティア活動計画書	
	学校名 職名 氏 名
1 活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
2 活動の種類	<input type="checkbox"/> 被災者への支援活動 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等における活動 <input type="checkbox"/> その他
3 活動場所	施設名等 _____ 所在地 _____ 電 話 ( ) _____
4 具体的な活動内容	
5 仲介団体等の有無及び団体名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 団体名 _____ 電 話 ( ) _____
6 備考	
注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となつて活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。	
2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。	
3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。	

別表第三の八を別表第三の十とし、別表第三の七を別表第三の九とし、別表第三の六の次に次の二表を加える。

表

子育て部分休暇承認請求書			
			年 月 日
(校長は教育長宛 所属職員は校長宛)		様	
		学 校 名 職 名 氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日		年 月 日生
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。  
 2 子育て部分休暇の承認の取消しを請求する場合は、その旨を裏面に記入すること。  
 3 該当する□には✓印を記入すること。

## 裏

承認				子育て部分休職の承認の取消しを請求する時間			時間数	備考
決裁権者			月日	午前	午後			
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。



別表第六の五中「解野の才」を「解野の才」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。